

令和2年度（2020年度）

公文書の公開状況
個人情報保護制度の運用状況

令和3年5月

練馬区総務部情報公開課

公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における令和2年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は3,102件、請求者は360人だった。

請求内容では、「都市整備・建築・土木」に関するものが多く、全体の約44.9%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数(件)
都市整備・建築・土木	1,392
区政一般	701
児童福祉	408
教育	244
社会福祉	120
入札・契約など	104
環境・清掃	99
保健・衛生・医療	29
議会	5
合計	3,102

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数(人)	件数(件)
区民	97	1,268
区民以外	63	920
区内の法人・団体など	101	450
区外の法人・団体など	99	464
合計	360	3,102

表3 請求方法

請求方法	請求者数(人)
インターネット	157
窓口	139
ファクシミリ	39
郵送	25
合計	360

表4 公開請求の目的別件数

請求目的	件数(件)
営業活動	1,569
区政の監視、区民参加	1,295
学問的な調査・研究	188
私的利害の調整	17
請求目的の記載なし	33
合計	3,102

2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数(「不存在」と「取下げ」を除く。)に占める「全部公開」と「部分公開」による公開の割合は約99.2%だった。また、公文書公開に関する審査請求が8件あった。

表5 公開請求処理状況

処理状況	件数(件)
全部公開	1,107
部分公開	1,667
非公開	23
不存在	139
存否応答拒否	0
取下げ	166
合計	3,102

表6 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数(件)
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	1,051
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	920
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	12
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	22
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	136
法令等の規定によって公開できないもの	2
他の制度との調整が必要なもの	32

同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表7 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数(件)
1週間以内	93
8日から14日まで	550
15日	461
16日から30日まで 1	1,604
31日以上 2	228
取り下げられたもの	166
合計	3,102

- 1 条例第12条第2項を適用し、決定期間を延長したもの。
- 2 条例第13条第1項を適用し、決定期間を延長したもの。(ただし、件数は2年度中に公開諾否を決定したもの。)

個人情報保護制度の運用状況

練馬区個人情報保護条例における令和2年度の個人情報保護制度の運用状況は、つぎのとおりである。

1 自己情報の開示等請求の処理状況

自己情報の開示等請求件数は316件で、請求者は96人だった。また、自己情報の外部提供の中止に関する審査請求が1件あった。

表1 自己情報の開示等請求状況

区 分	請求者数 (人)	件数(件)
区民	65	209
区民以外	31	107
合 計	96	316

表2 開示等請求処理状況

開示等請求処理状況		件数(件)
開 示 請 求	全部開示	230
	部分開示	61
	非開示	4
	不存在	14
	存否応答拒否	0
	取下げ	6
訂正請求		0
削除請求		0
目的外利用中止請求		0
外部提供中止請求		1
合 計		316

表3 諾否の決定に要した期間

諾否の決定期間	件数(件)
1週間までに決定したもの	38
2週間までに決定したもの	177
15日かかったもの	86
20日かかったもの	1
決定期間を延長したもの	8
取り下げられたもの	6
合計	316

2 業務の登録の状況

個人情報収集の目的や利用方法を明らかにするため、個人情報を扱う区の業務を登録している。令和3年3月末現在の登録数は488件である。

3 個人情報ファイルの登録の状況

実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録される個人の範囲等を登録している。令和3年3月末現在の登録数は276件である。

4 業務の委託の状況

個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに依頼しようとするときは、あらかじめ「情報公開および個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)」の意見を聴くとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じている。令和3年3月末現在の外部委託の業務数は654件である。

5 目的外利用および外部提供の状況

個人情報は、収集した目的の範囲内で利用するのが原則である。ただし、本人が同意している場合や法令で認められている場合、審議会に意見を聴き実施機関が必要であると認める場合などに限り、区の内部でほかの目的に利用したり(目的外利用)、区の外部に提供したり(外部提供)することができる。令和2年度の目的外利用の延べ人数は、429,201人、外部提供の延べ人数は106,812人である。

6 区の電子計算組織と区以外の電子計算組織との結合状況

実施機関は、管理個人情報を提供し、または提供を受けるため、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線等により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴いている。令和3年3月末現在の結合件数は75件である。

7 特定個人情報保護評価における第三者点検の実施状況

第三者点検の実施のために設置した「特定個人情報保護評価等実施委員会」による点検を下記のとおり実施した。

表4 全項目再評価（3事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
国民健康保険に関する事務	国保年金課	令和2年9月4日
予防接種に関する事務	保健予防課	令和2年11月17日
個人住民税の賦課及び徴収に関する事務	税務課・収納課	令和2年11月24日

表5 重点項目再評価（2事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
国民年金に関する事務	国保年金課	令和2年11月17日
後期高齢者医療制度に関する事務	国保年金課	令和2年11月17日

8 個人情報にかかる事務処理ミス

令和2年度に発生した個人情報にかかる事務処理ミスは、つぎのとおりである。

表6 個人情報にかかる事務処理ミス

	種別	内容	原因	所管
1	誤送付 (7)	【2年4月】 4か月児健診の未来所者に資料を送付する際、別人の母子カードを混入して送付（1人）	封入物についてダブルチェックを怠った	石神井 保健相談所
2		【2年5月】 特別徴収税額変更通知書を徴収義務者へ送付すべきところ、システム誤入力により別の勤務先へ送付（1人）	中断した入力処理の再開時に対象者の確認を怠った	税務課
3		【2年9月】 医療券を発券する際、近隣の類似した名称の診療所の医療券を発券し送付（1人）	医療券の発券前に医療機関への確認を怠った	石神井総合 福祉事務所
4		【2年9月】 ねりっこ学童クラブ入会承認通知書に延長承認通知書を同封する際、組み合わせを誤り送付（2人）	宛名と封入物についてダブルチェックを怠った	子育て 支援課

	種 別	内 容	原 因	所 管
5	誤送付 (7)	【2年12月】 粗大ごみ処理減免承認書を送付する際、別人の特別児童扶養手当証書の写しを送付(1人)	宛名と封入物についてダブルチェックを怠った	石神井 清掃事務所
6		【3年2月】 会計年度任用職員採用の第一次選考結果通知書を送付する際、別人の通知書を送付(2人)	〃	職員課
7		【3年2月】 自動通話録音機貸与事業のアンケート調査票を送付する際、別人宛ての依頼文を送付(1人)	〃	危機管理課
8	紛失 (7)	【2年4月】 委託事業者がねりっこ学童クラブの入会承認通知書と学童出席状況調査票を紛失(4人)	交換便が届いた際の書類確認が不十分だった	子育て 支援課
9		【2年8月】 介護保険要介護認定・要支援認定申請書を紛失(1人)	書類の処理手順や管理方法が不十分だった	介護保険課
10		【2年11月】 介護保険認定調査票と認定調査経過簿を紛失(1人)	〃	〃
11		【2年12月】 介護保険認定調査票と認定調査経過簿を紛失(1人)	〃	〃
12		【3年3月】 介護保険認定審査会の審査結果書類を紛失(32人)	〃	〃
13		【3年3月】 介護保険要介護認定・要支援認定申請書(コピー)を紛失(1人)	〃	〃
14		【3年3月】 住民票の写し等の交付申請書を紛失(1人)	〃	区民事務所 担当課
15	誤送信 (1)	【2年6月】 委託事業者が会議開催通知のメールを「TO」(他の受信者のアドレスがわかる状態)で送信(31人)	メール送付時に複数職員での確認を怠った	環境課